

平成 27 年度第 1 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（12月11日開催）

議事録

（事務局）

ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。開会にあたり、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（会長）

お忙しい中ご苦勞様です。今日の議題は報告事項のみとなっています。マイナンバー関係の案件もありますが、今日は報告のみとし、亀岡市の現状などについての本格的なお話しは次回にさせていただきたいと思います。それでは、本日もよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。この会議は公開としており、会議要旨を市のホームページ及び市役所1階の市民情報コーナーで公表する予定としておりますのでご了承をお願いいたします。それでは、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、会長に議長として進行をお願いいたします。

（会長）

それでは報告事項1、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入について、担当課から説明をお願いします。

（担当課）

《資料に基づき説明》

（会長）

亀岡市が持っている情報を、り災証明の発行などに内部利用するというところで、説明にありましたように、災害対策基本法という根拠法令に基づいての内部利用です。京都府では宇治、福知山で試行的に利用したという状況です。この点について、何かご質問はありますか。これは、どこが参加するのですか。

（担当課）

京都市を除く全市町村です。システム自体は京都府にあり、それにアクセスすることになります。実際には試験的な使用のみで、本格的に使用したことはございません。

（会長）

新しいシステムが稼働して、情報共有が始まることについての報告ですが、いいでしょうか。ありがとうございました。

では、次の報告事項は、住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの実施について、担当課からお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

ありがとうございます。これに対してご質問はございませんか。

(委員)

市役所の窓口での交付手数料と、金額は同じですか。

(担当課)

現在、市役所に設置している自動交付機も、窓口での交付手数料 300 円と同額としていますので、コンビニ交付手数料も同額の予定で進めています。

(委員)

コンビニ交付は便利になって非常に良いことだと思いますが、回線や機器の費用は誰が負担するのですか。

(担当課)

回線や機器は既にコンビニにありますので、その投資は必要ありません。ただし、地方公共団体情報システム機構というところがサービスを提供してくれますので、そこへの負担金を市が払うこととなります。負担金額は、公にされているところでは、人口 10 万人未満の都市については年間 300 万円の経費が必要になると言われています。亀岡市内だけでなく全国どこのコンビニでも交付を受けることができるようになります。ただし、証明書の取り忘れや暗証番号の管理には気を付けていただかないといけません。

(会長)

コンビニ交付の開始は来年の夏以降とのことですが、全国一斉ですか。

(担当課)

全国では 100 くらい。京都府では 3 市か 4 市は取り組みをされる方向と聞いています。城陽市、八幡市も同じような取り組みをされます。木津川市は住基カードを使って先行的にされています。

(会長)

これから順次、取り組む自治体は増えると思いますが、先進的に亀岡市では取り組みを始め、マイナンバーカードを持っている人は全国のコンビニで、交付を受けようと思えば受けることが可能になるということ、その利便の負担については亀岡市が持つということです。

周知徹底のための広報手段として、市の広報誌には掲載されると思いますが、機器の使い方を動画で配信することは、亀岡市のホームページでできますか。

(担当課)

はい、動画配信はできますし、インターネットで既に配信されている動画を、市のホームページにリンクを貼って見てもらうこともできます。

(会長)

将来的には、番号カードがあれば住民票の添付も省略されるかもしれませんが、とりあえず亀岡市は、安全性を確保した上でコンビニ交付を始めるということです。

(委員)

専用回線を使って、暗証番号は4桁とのことですが、侵入や漏えいが心配です。それほどが管理するのですか。

(担当課)

総括的に管理するのが地方公共団体情報システム機構で、ネットワークの管理も全て行います。

(委員)

1箇所ですか。

(担当課)

管理体制については公表されていません。

(委員)

機器は自分で操作するということですが、操作の仕方がわからなくてもコンビニの店員さんに聞くことはできないのですね。

(担当課)

簡単な操作説明はしてもらえるとと思いますが、基本的に住民票など他人に見られたら困るものですので、ご本人が店員さんに見られてもいいとおっしゃれば、アドバイスしてもらえるとと思います。

(委員)

音声案内があるのですね。コンビニ交付が始まって、従来通り、市役所の窓口で交付を受けることもできるのですね。

(担当課)

はい。コンビニ交付は、市役所に来ていただかなくてもいいというメリットが一番大きく、自分の利便性を犠牲にしてでも市役所まで来ていただくか、どちらかの選択になります。

(委員)

交付時間は、24時間営業のコンビニであっても午前6時30分から午後11時までの時間しかできないのですか。

(担当課)

はい。交付時間はそうなります。証明書発行時刻は、表示はされませんが、履歴には残ります。

(会長)

最初にも言いましたが、マイナンバーカードについては、次回の会議で、議題はなかったとしてもまた報告していただきたいと思いますのでぜひお願いします。

次の報告事項は、防犯カメラ設置補助金要綱についての説明です。本日は、担当課が説明に来られないため事務局が説明します。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

市が防犯カメラを設置した実績はありますが、今年度から、自治会などが防犯カメラを設置する費用に対して補助金を出すということです。これは、既に京都市で実施しています。来年度以降も予算措置されるということですが、今年度は9月末で募集を締め切り、現在は設置施工中とのことです。ガイドラインについては、京都府が京都府警の指導のもと、撮った画像を他には出さないこと、犯罪捜査の時に、正式な依頼に基づいて提供することなどの手続きを示しています。要綱は亀岡市の例規で、ホームページで見ることができます。

防犯カメラの補助金に関する要綱に関して、ご質問はございませんか。

次は、現在、施行されています個人情報保護条例の施行規則を一部改正する必要がありますので、それを総務課から説明します。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

施行規則では、マイナンバーに関わって、自分の個人情報に関して情報開示請求をする時の手続きと書類を定めることとなります。マイナンバーカードを本人確認として使うことができるようになります。任意代理人というのは、司法書士や弁護士などに代理人として開示請求をしてもらうことができる制度です。1月1日からマイナンバーを使った行政施策が開始されるので、必要な改正として条例の施行規則を改正するということです。

最後は、情報公開と個人情報保護の開示状況について、総務課から説明します。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

26年度の不服申し立ては、その後、どうなりましたか。

(事務局)

実施機関の決定は妥当との答申を審査会からいただきました。

(会長)

27年度は不服申し立てはありましたか。

(事務局)

今のところはございません。

(会長)

不服申し立てに関連して、来年4月1日から行政不服審査法が改正され施行されます。これまで、亀岡市長の行った処分については、市長に対して異議申し立てを行い、市長が上級庁に審査請求するというのが不服申し立ての制度でしたが、今後は、直接処分庁に対する異議申し立て制度はなくなり、上級庁である審査庁に対する審査請求になります。情報公開に関しては、不服申し立てをすると亀岡市情報公開・個人情報保護審査会という5人で組織されている第三者機関が、亀岡市の立場とは独立して、亀岡市の決定の当否について審議し答申を出します。情報公開に関しての仕組みは変わらないようです。行政は、個人情報以外の情報は公開しなければなりません。自分の個人情報については当然開示請求をすることができます。先ほど言いましたように、行政不服審査法に関連して必要な準備をしなければなりませんので、1月か2月に審議会を召集させていただくこととなります。その時はよろしくお願いたします。

(事務局)

長時間にわたりありがとうございました。それでは閉会にあたり副会長からご挨拶をいた

だきます。

(副会長)

お疲れ様でした。法律の制定、改正の際は、その必要性や妥当性が議論されますが、今回のマイナンバーに関しては、必要性以上に情報漏えいが問題になっているように感じます。マイナンバーの通知が届くと、積極的にマイナンバーカードを申請し活用しようという人と、恐いから触れずにおこうという人がいます。しかし、生活の中でマイナンバーに触れないわけにはいかなくなります。私の場合、昨年10月頃に、来年の年金申請書類に自分と扶養家族の個人番号の記入を求められました。通知が届かないと書けないので、通知が届いた日に記入して提出しました。また、事業所では、従業員から集めた個人番号の保管の問題も出てきます。マイナンバーに関しては、本来の目的もさることながら運用面で様々な問題があります。次回の会議で、皆さまのお持ちの情報を教えていただけたら大変ありがたいと思っています。どうぞよいお年をお迎えください。

(事務局)

ありがとうございました。以上で終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。